

青森大学高等教育の修学支援新制度適格認定審査委員会規程

(目的)

第1条 青森大学（以下「本学」という。）は、大学等における修学の支援に関する法律に基づき、高等教育の修学支援新制度（以下「本制度」という。）の対象機関として、本制度の対象となる者に対し、学業成績等を基に適格認定審査を行うことを目的とする。当該審査は、「青森大学高等教育の修学支援新制度適格認定審査委員会」（以下「委員会」という。）において行う。

(対象)

第2条 本学の総合経営学部、社会学部、ソフトウェア情報学部、薬学部に在籍し、本制度が適用されている学生及び当該制度に新たに申請した学生を対象とする。

2 本制度は本学における他の特待制度との併用は不可とする。

(認定)

第3条 本制度の対象となる学生に対し、当該年度の学業成績等を基にした認定を行う。

2 収入額・資産額等の認定及び区分の判定・見直しについては、日本学生支援機構のシステム（スカラ AC）より経営戦略局が確認を行う。

3 学業成績等を基にした認定審査については委員会が行う。

(構成)

第4条 委員会の構成は学長、副学長、各学部長、教務委員長、学生委員長、経営戦略局長、経営戦略局次長、教務課長、学生課長、総務課長とする。

2 委員長は学長とする。

3 事務は経営戦略局が行う。

(資料)

第5条 委員会の開催に当たって、経営戦略局は、本制度の対象となる学生の単位修得状況、当該年度の通年 GPA、出席率等を委員会に提出する。

(基準)

第6条 委員会は、以下の事項について適格認定を行う。ただし、災害、傷病、その他やむを得ない事由の場合はこれに含めない。

2 申請者が次の一又は二に該当するときは、本制度の対象者として認定する。

- 一 入学後1年を経過していない学生は次のア、イ、ウのいずれかに該当すること
- ア 高等学校等における学習成績の状況が3.5以上であること又は入学者選抜試

験の成績が入学者の上位2分の1以上であること

- イ 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること
- ウ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること

二 入学後1年以上を経過した学生は次のア又はイに該当すること

- ア 当該年度の累積 GPA が在学する学部における上位2分の1以上であること
- イ 修得した単位数の合計数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること

3 次の各号のいずれかに該当するときは、その翌期から取り消す。

- 一 修業年限で卒業できないことが確定したこと
- 二 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること
- 三 当該年度の履修科目平均出席率が5割以下であること又はその他の学習意欲が低い状況にあると認められること
- 四 次項「警告」に2年連続して該当すること

4 次の各号のいずれかに該当するときは、警告とする。

- 一 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること
- 二 当該年度の通年 GPA が該当する学部、学年における下位4分の1の範囲に属すること（ここでいう下位とは、学内順位判定の際に同率順位が複数いた場合、学内順位ではなく、通年 GPA 値を優先することを指す。）
- 三 当該年度の履修科目への出席率が8割以下であること又はその他の学習意欲が低い状況にあると認められること

5 次の各号のいずれかに該当するときは、当該年度を遡って取り消す。

- 一 修得した単位数の合計数が標準単位数の1割以下であること
- 二 当該年度の出席率が1割以下など、学習意欲があるとは認められないこと

6 災害、傷病、その他やむを得ない事由とは次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 資格等を十分に取得できる水準にある場合
- 二 社会的養護を必要とする者の場合
- 三 新型コロナウイルス感染症を含む本人及び家族の病気等の療養・介護による欠席等であること又は災害や事故・事件の被害者となったことによる傷病（心身問わず）による欠席等であること、その他学生等本人に帰責性がない場合

- 7 家計に係る基準により、本制度が取消しとなった場合、次の各号に該当するときは、入学当初採択されていた特待制度に変更することを認めることとする。
- 一 各特待制度の継続審査基準を満たしていること。ただし、スポーツ・文芸特待の場合は、継続審査基準を満たすとともにクラブ顧問の推薦書及び活動実績書を必要とする。
 - 二 審査については、特待審査委員会で審議し、学長が決定する。
 - 三 その他第6条7項に関することについては、別途定められている各特待制度継続審査に関する内規に準ずることとする。
- 8 その他認定審査に関する必要事項は別途定める。

(通知)

第7条 委員会は、認定結果について、当該学生及び保護者に当該学生が所属する学部長を通じて速やかに知らせることとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、委員会が審議し、学長が決定する。

(施行期日)

附 則

この規程は、令和2年3月4日より施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日に一部改正し、施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月23日に一部改正し、施行する。